

【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、居住者及び内国法人に支払う法第225条第1項第9号に規定する不動産等の売買若しくは貸付けのあっせん手数料について使用すること。
- この支払調書の記載要領は、次による。
 - 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「区分」の欄には、譲渡、譲受け、貸付け、借受けのように記載すること。
 - 「支払金額」の項には、その年中に支払うべき金額を記載すること。
 - 「物件の種類」の欄には、土地、借地権、地役権、建物のように記載すること。
 - 「数量」の項には、土地の面積、建物の戸数及び延べ面積等を記載すること。
 - 「取引金額」の項には、売買又は貸付けの対価の額（賃貸借の場合には単位当たりの賃貸借料）を記載すること。
- この表に記載すべき事項を別表第五（二十四）又は（二十五）の表にあわせて記載することによってこの表に代えることができる。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。